

令和5年度第3回山形市地域公共交通会議 会議録

日 時 令和5年12月21日(木) 午前8時45分～午前9時15分
場 所 山形市役所7階 701A会議室
出席者 別紙名簿のとおり
傍聴者 1名
議 事 1. 協議事項
(1)滝山地区モデル事業(南くるりん)における運行期間の短縮について
(2)楯山地区モデル事業(楯っちゃん丸タクシー)における運行内容の変更について
(3)公共交通有識者会議の見直し(案)について
2. その他
楯山地区における買い物バスの停留所名変更について

要 旨

- | |
|--|
| <p>1. 協議事項について
事務局より別紙資料に基づき説明。協議が調ったものとして合意した。</p> <p>2. その他
事務局より別紙資料に基づき説明。特に意見なし</p> |
|--|

議 事 録

1. 協議事項

(1)滝山地区モデル事業(南くるりん)における運行期間の短縮について

委員A 芸工大の学生がたくさん利用しているが、芸工大生やその他の利用者の内訳はわかるのか。

事務局 利用者全員の年代、年齢層は把握できていないが、10月に職員が南くるりんに乗車し実施した車内アンケートで100人程度の年齢層を把握している。10代、20代、40代、60代、70歳以上の方それぞれ2割程利用いただいている。若い方が芸工大生なのかは把握できていないが、地域住民も学生からも利用いただいていると分析している。

座長 実績については1月の運行実験が終了したら皆さんに共有できるように整理するほうが良い。その他ご意見は。

委員B この度の実証結果を元に来年どうするか市と協議させていただき。今回、短縮するのはやむを得ないと思われる。

(2)楯山地区モデル事業(楯っちゃん丸タクシー)における運行内容の変更について

委員C 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をした者及び介助のためにその者に同行する者の運賃の取り扱いはどうなるのか。

事務局 利用者の中に障がい者手帳を提示された方がいる場合は、その方だけが半額で、10円未満の端数が生じた場合には10円未満を切り上げる。例えばAさん、Bさん、Cさんの3名が乗車し、Cさんだけが障がい者手帳を提示した場合には、AさんとBさんは200円、Cさんだけが100円の運賃をいただく。

委員C 介助者が1名がいる場合はどうなるのか。

事務局 介助者の方も障がい者手帳を提示した方と同じ考え方で良い。

委員D 1月3日から運行なので、運行会社各社の乗務員にも運賃体系を周知しないといけない。また、1台あたり500円として利用者数で按分しているということはなんとなくわかるでしょうから2人乗車したときまではいいが、3人や4人乗車すると600円となるということは混乱のないよう地区に対する周知もお願いしたい。

事務局 運賃を設定するにあたっては、楯山地区でモデル事業を検討する検討組織を立ち上げているが、その方たちと検討し案を決定した。また地域住民には、チラシを全戸配布し周知を徹底する。

座長 チラシはいつ全戸配布するのか。

事務局 広報やまがた1月1日号にあわせて配布を依頼している。

委員E 利用実績について教えていただきたい。

事務局 楯っちゃん丸タクシーは毎週水曜日と金曜日に運行している。10月は運行日8日間で16便運行している。実人数では8人利用しており、往復で利用していると考えている。

委員E 運賃を含めた持続できるあり方を探っているものと理解している。そのための運賃の変更についても必要なものと理解した。

(3)公共交通有識者会議の見直し(案)について

委員F 専門部会は必要に応じて開催するということが、構成委員はその都度必要な関係機関が参加するという理解でよいか。

事務局 専門部会は協議内容に応じて市長が選任し、それぞれの委員に対し出席依頼をしたいと考えている。

2. その他

楯山地区における買い物バスの停留所名変更について

座長 楯山地区の方は本日いらっしゃっていないが、地区からは合意を得ているということで良いか。

事務局 そのとおりである。